

大崎市たじり文化祭並びに JA 祭 in 新みやぎ 2025 田尻会場「出店の部」 実施要項

- 1 出店期間 令和7年11月2日（日） 午前9時～午後3時まで
- 2 出店場所 大崎市沼部公民館駐車場・芝生広場
（テントの場所及び小間は実行委員会で決定）
- 3 出店内容 地場物産販売・軽食販売・フリーマーケットなど
- 4 出店資格
 - （1）大崎市田尻地域社会教育関係団体
 - （2）大崎市田尻地域に居住している人
 - （3）大崎市田尻地域に勤務している人
 - （4）新みやぎ農業協同組合田尻支店関係団体
 - （5）その他実行委員長が認める団体
- 5 出店料
1店舗 3,500円（テント1張・半張・車両販売一律）
※申し込み受付後の出店料は返金しない。
- 6 出店申込方法
令和7年9月12日（金）までに、所定の様式に記入のうえ、大崎市たじり文化祭事務局（沼部公民館）、田尻地区公民館、大貫地区公民館または新みやぎ農業協同組合田尻支店のいずれかへ参加料を添えて申し込むこと。なお、受付時間は平日9時から午後5時までとする。
※出店者多数の場合は出店を制限する。
- 7 営業許可申請
食品を扱う出店者は、食品衛生法の規定に基づく営業許可申請を管轄の大崎保健所へ申請し、出店当日までに営業許可を得ること。出店当日は許可書を常に掲示すること。
- 8 腸内細菌検査
食品を扱う出店者は、出店前3週間以内に腸内細菌検査を受検し、出店当日までに検査成績書（写し可）を実行委員会へ提出すること。検査項目は赤痢菌・チフス菌・パラチフスA菌とし、検査結果が陽性を示した場合は出店を認めない。
- 9 事前準備 会場準備（テント設営）は、10月31日（金）午後1時（予定）から、出店予定者（個人1名以上、団体等は2名以上）の参加をお願いする。
- 10 備品貸出 テント1張につき長机4脚・パイプイス8脚を上限に貸し出す。
- 11 注意事項
撮影した映像・写真・記事・記録等のテレビ・新聞・雑誌・インターネット等への掲載は同意を得た参加者とする。
- 12 その他
この要項に定めない事項は大崎市たじり文化祭実行委員長が別に定める。